

豊中市社会福祉協議会 広報刊行物「豊中市社協みんなの福祉」広告掲載要綱

第1条 この要綱は、豊中市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が発行する広報紙『豊中市社協みんなの福祉』（以下「広報」という。）への広告掲載及び、その掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 掲載基準は次のとおりとする。（単年度につき）

2－3ページ掲載

掲載基準表	サイズ	料金 (1回につき)	2回連続	3回連続	4回連続
最大枠	71 mm×159 mm 縦×横	92, 600 (税込)	166, 600 (税込)	233, 300 (税込)	259, 200 (税込)
基本枠	71 mm×106 mm 縦×横	61, 700 (税込)	114, 300 (税込)	148, 100 (税込)	172, 800 (税込)
½枠	71mm×53mm 縦×横	30, 900 (税込)	55, 600 (税込)	74, 100 (税込)	86, 400 (税込)
¼枠	34 mm×53 mm 縦×横	15, 400 (税込)	27, 800 (税込)	37, 000 (税込)	43, 200 (税込)

4ページ掲載

掲載基準表	サイズ	料金 (1回につき)	2回連続	3回連続	4回連続
最大枠	71 mm×159 mm 縦×横	114, 300 (税込)	199, 500 (税込)	266, 400 (税込)	310, 600 (税込)
基本枠	71 mm×106 mm 縦×横	74, 100 (税込)	132, 700 (税込)	176, 900 (税込)	206, 700 (税込)
½枠	71mm×53mm 縦×横	37, 000 (税込)	65, 800 (税込)	88, 500 (税込)	102, 900 (税込)
¼枠	34 mm×53 mm 縦×横	18, 500 (税込)	32, 900 (税込)	44, 200 (税込)	51, 400 (税込)

いずれの場合も掲載決定後 1 か月以内に支払い

第3条 広告の申し込みがあった場合は、事務局においてその内容を審査し掲載する。
ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、掲載することができないものとする。

- (1) 法令に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの。
- (3) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する内容のもの
- (4) 公職の候補者(当該候補者となろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 個人の氏名広告にあたるもの
- (7) 市社協が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (8) その他広告として適当でないと市社協会長が認めるもの

第4条 掲載を決定した場合は、依頼主に通知すると同時に、発行予定月の前々月 25 日までに広告原稿を受け付ける。

- 2 それぞれの掲載文(ロゴ・写真などを含む)の内容に、改正の必要がある場合は、至急に連絡をし、修正を求める。
- 3 前条により不掲載を決定した場合は、その理由を明記の上、速やかに依頼主に通知するものとする。

第5条 この要綱に定めるもののほか、広告欄の使用に関し必要な事項は別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成 16 年 5 月 20 日から実施する。
この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から実施する。
この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から実施する。
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

豊中市社会福祉協議会 広報刊行物「豊中市社協みんなの福祉」
広告掲載における掲載基準の内規

掲載を認められない業種

- ・ 政治団体
- ・ 宗教団体
- ・ 性風俗店又は性風俗店と内容が同類のもの
- ・ ラブホテル又はラブホテルと内容が同類のもの
- ・ パチンコ・スロットマシン店
- ・ 麻雀店
- ・ 消費者金融(質屋を除く)
- ・ 商品先物取引
- ・ 悪徳商法を行うもの
- ・ 興信所
- ・ 引換券・割引券が広告欄の一部となっているもの